

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第6回）要点記録

平成17年4月2日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 第6回協議会は、運営規定の2の協議会開催、イの協議会開催日時、2の の開催日程決定については以下の手順によるものとするという規定の5、ただし、前項について緊急かつ重要な案件として保護者の要請があれば開催できるものとする、という規定にのっとって開催する。よって、資料についても通常の縛りを外して特別に扱わせていただく。

（委員自己紹介）

司会 議題案提出の前にお願ひがある。第4回協議会要点記録がきたが、この回の協議会には有識者の出席があり、そちらに確認していただく作業もあるので、期間を延ばした締め切りとさせていただきたいが、区側はよろしいか。

課長 結構である。

司会 では、議題にはいる。1 前回積み残した協議事項、 として、参加資格。A 第三者評価実施済みの法人であることという保護者案について、B 公募時点で複数園を運営していることについて。 として、職員育成。A 障害児保育についてプロポーザル公募での反映。B、障害児保育について選定基準での反映。 として契約期間について。契約書のレベルで複数年契約が可能かどうか。 としてリスクヘッジと履行保証についてプロポーザルへの反映の確認。それと、区と保護者との確認書、覚え書の内容の時期について。それで、積み残し分が終わる。その次に、光八に対する第三者評価について。次に、園長の条件について。その流れとして、設定委員会の構成等、スケジュールの再構成について話したいということだが、区側はそれでよいか。

課長 結構である。

司会 保護者側もこれで大丈夫か。（了解） では、始める。第4回分の双方の合意のサインするものはできていないので、協議に入る。

最初に、参加資格について、保護者側はいかがか。いただいた資料は、第三者評価に変わるものであるかどうか、それについての判断はいかがか。

保護者 資料を一通り見た。見た感想として、利用者の立場に立ったアンケート、もしくは調査みたいなものがこの中に含まれていないと感じる。内容的には、要は最低基準が守られているかどうかという確認書類であるという印象を受けた。我々としては、やはり利用者側の立場に立ったアンケート調査なりを入れてやるべきではないかと考える。

司会 ということは、第三者評価のかわりとしては不十分であるということか。

保護者 利用者の意見を入れるという意味で、その部分が不十分であるとする。

司会 区側はいかがか。

課長 たしかに、利用者の満足度がどこまでかという視点に立った検査、調査ではない。施設の基準を満たしているか、職員配置の基準を満たしているか、安全基準を満たしているか、という一つの指標になると思う。第三者評価を受けているかいないかということについて、例えば運営法人が運営している保育園で、第三者評価ではないが、満足度調査や利用者アンケートというような形で行っているところもあるかと思う。今回、プロポーザル公募の中でそういうものを提出させていきたい。皆さんにとっては、プロポーザル公募でしっかりとしておきたいという考えか。

保護者 第三者評価を求めている理由の一つは、利用者の視点を我々が見たい、今、運営している保育園はどうなのかというのを保護者が見てわかるような形でほしい、ということだ。もう一つの理由は、既に第三者評価は、それほど受けていないという話だが、こういった状況でも積極的に受けている事業者というのは、これからもし何かあったときに我々の意見を積極的に取り入れてくれるだろうと思える。この二つの理由から第三者評価を求めている。

課長 ご発言のとおり第三者評価を受けている法人はまだ少ない。前回申し上げたように、区内の社会福祉法人がまだ受けていない。練馬区立の保育園についても試行で2園受けた段階だ。区としても16年度から積極的に私立保育園や認証保育所も受けるように言っていくという状況だ。義務づけ、そこまでいくと、公募の基準としてはいかがなものか。第三者評価は受けていないが、満足度調査とか、保護者への調査を実施している、そういう事業者ということしていきたい。

保護者 応募するまでに第三者評価を受けてもらうというのはいかがか。スケジュールは後ろにのぼすことになるが、選定開始までに第三者評価の結果を提出するというのはいかがか。

課長 第三者評価は、通常、1カ月少しかけて行う。スケジュールを延ばすことを含めての話と思うが、私どもの考えているスケジュールは厳しい。1、2週間で終わるものならば可能性もあるが、厳しいと思う。

保護者 私たちの主張は、だれでも公平な目で見てわかるような業者に来てほしいという意味で申し上げた。スケジュールが厳しいという視点とは違う。そこから見て、やはりやるべきだと保護者側は思うが、スケジュールから考えるという線ではなくて、内容からどうしても必要だと考えている。そこら辺を考えてほしい。

保護者 補足させていただく。多くの事業者に公平に機会を与えてできるだけ門戸を広げていきたい、とこれまでの協議会の中で言っていたという認識でよろしいか。そういう意味で、改めて、私たちなりに考えたところ、事業者選定の期間、それから、実際契約までの時間が足りないというのがある。質の高い事業者を確保するという意味でも、事業者に対して準備期間を与えるという意味でも、やはり時間というのは非常に大きいファクターだ。スケジュールについては、この協議会の最後に時間をとって話させていただきたい。そこで、その第三者評価の項目についても、その中でもう一度話をすることしていきたいか。

司会 よいか。

課長 取り扱いとしては、それは結構だ。

司会 では、後ほどスケジュールのところに話が行ったときにもう一度ここに戻るということで、いったん、進む。次は、参加資格のところ、公募で複数園を運営しているという条件をつけてほしいという保護者案について、都内の認可保育園数と複数園を運営する事業者を調べた資料があるので、区から説明いただきたい。

課長 資料について、都内の私立認可保育園数619だ。私立としては社会福祉法人もあり、株式会社もあり、その他というのは宗教法人等または個人でやっているとかである。それから、都内で認可保育園を複数運営する事業者数は104で、ほとんどが社会福祉法人だ。都内で認可園を1園やっていて、東京都の認証保育園を運営している事業者は4で、株式会社だ。数としては以上だ。また、埼玉県や神奈川県で認可保育園を運営していて、東京都内に認証保育所を幾つか持っているということもある。それは数に入っていない。

司会 この数を受けて、保護者は何かあるか。

保護者 ちなみに、今言った埼玉、神奈川というのは、要は普通の会社形態の話でいくと、本社は埼玉・神奈川にあって、そこで事業をしている。プラス、都内でも支店がある、そういう受けとめ方でいいか。

課長 事業体として、本社自体は東京都内にあるが、認可保育園は神奈川県内にあり、都内では認証保育所しか持っていないケースなどだ。

保護者 例えば都内というくくりを外すと、この104という数字は増える可能性があるということか。

課長 それは増える。

保護者 調べた中では、104というのは最低ラインとなると、都内というくくりを外した段階で母数は増える、当然そうなるだろう。

司会 この問題について話していたのは、認可保育園を複数園運営している事業者に限定することによって、委託業者の体力を確保したいということで保護者側から提案し、区側からそれはきつい、そんなに認可保育園を複数園持っているところはないという話だった。それでは、認可保育園の数と、複数認可保育園をやっている業者の数を出してほしいということで、この資料が来たと思うのだが、いかがか。

保護者 今のこの調べていただいた結果を受けて、保護者側としては、都内というくくりを外せば、104以上に母数はなるわけだから、これでいきたいと思う。要は、認可保育園を複数運営する事業者というのを参加資格としてほしいと考える。質問として、この104という数字を受けて、発注者の区側の判断はいかがか。

課長 104という数字は社会福祉法人が多い。

保護者 ちなみに104のなかで、社会福祉法人はどれくらいあるのか。

課長 100だ。

保護者 残り4は株式会社。この数字は先週の段階ではわかっていなかった数字だ。課長自身が間口を狭める可能性があるということで、では調べてほしいということだった。実際出てきて、この数字になったと。まずそこについてどうとらえるかという区側の意見を聞きたい。

課長 認可保育園が都内にあり、認可保育園を複数運営している事業者はどうかという

ことで、104という数字が出て、社会福祉法人がほとんどだ。社会福祉法人の中で事業欲があって、練馬区に進出をどれくらい考えているかわからない。三多摩とか北東地域から練馬に進出してくるとい社会福祉法人はなかなか難しいという気がする。また、練馬区内の社会福祉法人で複数園を運営しているのは一つだ。

保護者 区内で認可保育園を複数運営しているのは一つか。では、質問を変える。104の、今言われた三多摩地区云々という部分で、おおよそでいいですから、進出しそうもないと言うからには、その辺の分布はわかっているのだろう。100園のうち8割方が三多摩にあって、練馬にわざわざ出てこないという心配があると、そのような感じか。

課長 限定のしようもなく、私も言い切ってしまった部分もあるが、区内の私立保育園の中で複数運営しているという法人も、もともとは本部が三多摩の方にあるというところだ。

保護者 では、参加資格を区としてはどうしたいのか。複数というなかに、認証保育所をいれたいということか。

課長 区としての考え方は前回と変わらない。私どもとしては、皆さんが言ったように、複数園運営していて、体力なり、動きがとれ、職員の確保がしやすい部分というのは、そう認識せざるを得ない。ただ、認可保育園として複数に限ると、区内の社会福祉法人の状況を見ると厳しい、と思っている。

保護者 簡単な質問だが、地域はあるにせよ、104あって、都内だけで門戸が狭いという理由がさっぱり普通の人にはわからない。市では、全国に公募をして応募が13ということがあった。母数が104もある中で、これで門戸が狭いと判断しているのか。

課長 門戸が狭いというか、ハードルが高いという認識だ。

保護者 ハードルが高いとはいいいことではないか。

課長 どの程度にするかということが、一方ではある。私ども、全く基準なしとか、基準をことさら低くとか、考えているわけではない。

保護者 区の家、今、課長が言った案だと、104園が、結局108園にふえるだけだ。それで門戸を広げるといのが、言っている意味がよくわからない。この4園に何かこだわりがあるのか。

課長 4プラス、これは都内で認可保育園をやっていて、東京都の制度である認証保育所をやっていてということだ。近県で認可保育園をしているのはこの中に入っていないので、その分を入れると、近県をどこまで広げるかというのはあるが、私どもが知り得ているところで倍ぐらいになるかもしれないと思っている。

保護者 よくわからない。要は、埼玉県で複数の認可保育園も認めてもいいというこちらの意見も出ている。その4園にこだわる理由は何か。

課長 この4園を増やしたいということではなくて、一つの方向の基準として、認可保育園を複数運営する事業者数、都内に104で、都内というしほりを外せばもう少し増えるだろう。ただ、母数は増えるが、応募という結果が出るかという部分だ。

保護者 よくわからない。4園にこだわらないのであれば、そうしていただきたい。

司会 参加資格というのは区切りであるのに、課長の言い方だと、参加資格は来てくれ

るところに冠をあげるものになっているように聞こえる。つまり、こういうところに来てほしいというイメージがあって、そこが来れなくなるような参加資格だったら困るからこだわるようにしか聞こえない。前回の説明から考えれば、104園あればもう十分だから、保護者側の要求をのんでしかるべきような状況にあると思うが、いかがか。

課長 都内で認証保育所は、16年12月現在で243という数だ。東京都では、23区・市町村も含めて、新たな制度として認証保育所の設置を進めている。認証保育所は一つの保育のあり方として、これからの保育として都内で進めてきている。認証保育所は区内に12カ所ある。そういう状況を見ると、認可保育園だけの組み合わせだと厳しいところもあると思う。認可保育園と認証保育所を組み合わせさせてやっているところはある程度の体力があると思う。23区内の認証保育所を色々運営している法人も243ある。かなりの力量を持っているところもある。そういう意味で、よりよい事業者、ある程度体力のある事業者という点で、どういう部分で体力があるかを見るかはあるが、認可保育園と認証保育所を運営しているという基準、レベルであれば、今後の線としてはそうなるかと私どもとしては考える。さらに一段上というか、それ以上の事業体にはなると思う。

保護者 議論を整理したいが、認可保育園を複数運営する事業者はどうかという話で、都内では104あるという数字だ。別に参加を都内だけと決めたわけではない。これよりも数が増える。それでも何か不足があるかということが一つある。A型の認証保育所という話で、複数の認証保育所を運営しているところは、独立行政法人とかNPOとか、個人があるのかはわからなかったが、入っている。そういうところと、片や、今、光八のような規模の保育園を運営するのに適切かどうかという問題と違うような気がする。だから、こんなに都内だけでも数があり、これにプラスアルファして出てくるので、間口が狭くなるという意識は全然ないが、いかがか。

課長 認証保育園を個人で運営しているのはある。区内では、NPOなどが認証保育所を運営しているところは今のところない。これは都内での比較で、都内しか拾えないので、資料としては、他県の資料がない。

保護者 今、A型の話が出だが、個人もいる。代表として個人名が登録されている部分があるので、そういう意味で、今、言った。

司会 課長に聞きたいが、前回の話では、間口がとにかく狭くなってしまふからだめだと言っていて、このデータを調べる作業をして、それで言っていることが何も変化しないというのは、資料の扱いとして納得できない。

保護者 認証保育所と認可保育園、ここの部分の違いがよくわからないので、聞きたい。また、光八みたいな、区立立保育園並みのものが認可保育園として認められるのかというところを聞きたい。

課長 認可保育園は、公立保育園並との考えでいいと思う。

保護者 であれば、委託後も区立保育園と言っている以上、認可保育園を複数運営する事業者というくりにぜひしていただきたい。

司会 どこに問題があるのかわからない。数がそろわないから認証保育所でどうにかしてほしいという話で、では、実際にどういう実態があるのか調べてほしいとお願い

いしたらこういう数が出てきて、認証保育所にしたとしても四つふえるだけで、104が108になるだけだ。とにかく調べていただいたデータからすれば、保護者側の要望が受け入れられない理由がわからない。

課長 数としては、この数どおりの話だ。母体としてこういう数があるが、104のうち、では、どのぐらいの事業法人が他園の運営もやるという進出意欲があるのかどうなのかというところを考えると、そこで既に運営する事業者数に限るのではなくて、進出意欲のある事業者がどのぐらいいるかという部分を考えて、もう少し範囲を広げた方が、そういう事業者の応募が得られると考える。

保護者 認証保育所をやっている場合だと、申し込もうという意欲が働くのか。認可保育園を複数やっていると働かないということか。意味がわからない。

課長 認証保育所をやっていると進出意欲が高いとか、そういう確認はできないわけだが、もう少し範囲を広げた方が応募してもらえると考える。

保護者 認可保育園か認証保育所かわからないが、光八へ職員が新たに来る。その来る人については認証保育所よりも認可保育園の保育士なり園長が来る方がいいと、課長も思っているということではよいか。どちらかといえば、よりよいという意味で聞く。

課長 経験という意味ではそうなる。

保護者 区もそうやりたいということだ。では、ここに認証保育所を運営する事業者数という、この4を入れると、認可園の保育士が全員来るという確率は100%ではなくなる。認証の方からも出すかもしれない、確率的には、そうなる。そういった意味では、区がやりたいことと反している。

課長 認証保育所の保育のレベルが、認可保育園よりも必ず低いということではない。

保護者 区がそうしたいと言っている。

課長 そういう話ではなく、認可保育園という認証保育所の違いとして、規模が違う。定員としては30名前後のところとなる。

保護者 認証と認可というのは規模だけで決まっているのか。

課長 規模だけではなく、それぞれ施設の面積という部分もある。

司会 104の数のうち、社会福祉法人は100だと言った。4が株式会社だと言った。それで条件はそろわないか。4は株式会社だけだと言うが、104の中にも4、株式会社があるわけだ。

課長 今のお話は、区では、社会福祉法人あるいは企業に限らないという話があり、104の中に社会福祉法人も株式会社も含まれているから、そういう意味では条件としてはそろっているという話と理解してよいか。

司会 内容的にも十分な条件を満たしているということだ。

保護者 課長が言うのは、認可保育園と認証保育所がセットだということだ。

保護者 複数やっていること、最低でも認可保育園は一つはやっている。あとは認証保育所でも構わない。それならどうかというのが区の考えか。

保護者 垣根の話だけの紙だけをもらって、こういう数だという。保護者の質問に対する回答はこれだ、ということだろうが、要はこれだけではなくて、こういう数の分布がある。認可保育園と認証保育所というのはこのような違いがある。区としては認証保育所はこういうレベルのものという解釈も教えてもらい、それでなおかつ区と

してはこう考えるというところがない。結局結論はどうかと言われると、正直言って、課長の答えだけ聞いているとわからない。この話で45分経過している。

課長 前日も話したのは、一つの例として認証保育所が都内であり、これを認可保育園にプラスして複数運営していることとしたい。複数は認可園に限るのではなくて、そこまで広げた方がいいというのが区の考えだ。

保護者 それを数字で判断するために数字を出してきた。104が108になって間口が広がるとは思えない。3%だ。

保護者 前回、協議のときに問い合わせた事業者が4園入っているのだと思う。

課長 前回、認証保育所があり、ほかに保育室が運営しているところもある、ということを行った。

保護者 本筋の議論に戻したい。本質は、区立としての今までの保育の質を維持するのに、僕らは事業者に体力のあるところに入ってほしいと言っているだけだ。それに対する見解をきちんと言ってもらいたい。それが104だろうが108だろうがいい。

課長 私どもとしては、複数園を運営しているというのは、それが全部認可であるべきとは考えていない。認可保育園を一つ運営していて、プラス認可ではない保育施設を運営している法人であれば、一定の体力はあると考えている。

保護者 体力があるかどうかについては、何園運営しているかということは余り本来的な話ではない。数字としては財務状況がわからないと、そう言えない部分もあると思う。実際の保育所の数はどうか。年齢構成はどうか。そういう部分を我々が判断できるようにしたい。それで、第三者評価もしくは選定の中のプロセスの中にぜひ取り込んでいただきたい。そちらの方の話に少し送りたいと思う。

課長 ご発言のとおりと思う。財務諸表等の資料で健全な経営をしているか、初めて体力がある運営をしていける、任せられると思う。選定の段階の話とも関連する。

保護者 問題提起として発言したい。仮に区側の案でほかの無認可の保育園とする。そのとき、その運営している保育園の評価は、どうするのか。都内の認証保育所だったら、都の資料を見る。では、他の県の無認可保育園の資料はどうやって見るのか、問題提起として言うておく。

司会 よろしいか。では、これは送る。どの辺に入ってくるか。選定基準のところでは話すということでよい。区側、それでいいか。(了解) では、次に行く。

保護者 提案がある。時間がないので、プロポーザルに関して、今回区から出ているものをプロジェクターに出した状態で、今考えている変更点を順番に説明させていただければと思う。1点ずつ言っていると時間がないので、まとめて説明させてほしい。

司会 区側はそれでいいか。(了解)

保護者 前回の提案、障害児保育の点について、15の(3)、の(6)、こちらに障害者保育の理念、実施内容、職員配置の考え方ということで、こちらに資料も出ているが、見せてもらった。障害者保育の件については、この項目の後、考え方だけではなく、まず、現状の光八の状況をきちっと把握していただき、人数と経験年数について、ここで言及していただきたい。障害児保育について、事業者の考え方、実際の配置、配置される方の経験年数を、選定基準の中で具体的に議論できるように項目として加えていただきたい。ポイントを決めて、もちろんそれによって最低

基準も入れた上で、その基準を満足した上で最も望ましいところに行くようにしなければならぬと考える。

契約期間については、現在の進捗状況をきょう説明を受けられるという話だった。我々としては、3年または6年の安定した期間受注できることをプロポーザルまたは契約書の内容に折り込むべきと考える。

リスクヘッジのところ、文言がおかしい。なぜここに労働争議がくるのか、意味がよくわからない。言葉として、代行保証ではなくて履行保証という言葉を使ってほしい。具体的には、「労働争議」から「その他の事情により」までは削除して、「受託業務遂行が困難となったときの履行保証に関する考え方及び具体的対応策」にしてほしい。

人員配置については、前々回の協議会で表を用いて話させていただいた部分だ。現在の配置体制をプロポーザルの応募要領の中に入れていただきたい。具体的な人員配置構成が見えないことには困るし、実際の要領の中に入っていないと事業者も反映ができないと思うので、ぜひこちらは具体的に入れていただきたい。

追加でもう1点、13の(6)調理のところだ。保育園経験者を複数配置するという項目が前々回の協議会であった。抜けているので、追加で入れてほしい。

一時保育と延長保育について、光八の中に10名の一時保育の子どもを受け入れるとあるが、私たちが話したのは、通常保育のための人員配置の件であり、一時保育についての人員配置は話が漏れている。したがって、一時保育については、私たちと話した人員配置と別に人員を配置するという認識である。具体的な区側の考え方があれば、この後の時間でお願います。

司会 時間をとって分析してもらおう。3時5分まで休憩する。

(休憩)

司会 再開する。

課長 障害児に対する対応は、それぞれの障害によって、今までの経験がなかなか通用しない。障害の種類がさまざま、それを選定基準の中に入れ込むとすると、すべての障害というわけにもいかない。選定基準の中に、何年以上の経験がある者、と入れるのは、区としては難しいと思っている。一通り、先ほどご指摘いただいた点について申し上げて、そこからやりとりに入りたいと思う。

司会 保護者側はそれでよいか。では、それで行く。

課長 契約期間について、複数年の3年または6年をプロポーザル公募の内容に盛り込むこと、また、契約書に盛り込むことは、現時点では厳しいと私どもとしては思っている。締結する契約書そのものは、単年度の契約書になる。その他、どういうことができるのか、検討しているというところだ。

それから、リスクヘッジ、履行保証の関係だが、区としてこれは結構だ。

現在の職員の配置体制の資料を応募要領に載せることも、結構だ。

調理のところ、抜けていたということだが、区の今の保育園でも、保育園経験のある者だけが調理をしているということではなく、学校や福祉施設の調理職ということもある。そこまで限定するのは、今の区の調理員の配置状況を超える話になる。このままで、十分対応できると思っている。

特別保育について、年末保育は特別な日だから対応しやすいと考える。延長保育の拡大、休日保育、一時保育については、別途、職員配置をとるという考えである。延長保育であれば、どういう体制で実施していくのか、事業者の提案内容を受けていく。基準を下回るような配置体制であってはならないのはもちろんだ。現在の職員配置以上の配置をするというので、休日保育や一時保育は、今、保育園で実施していないから、別途配置が必要になってくる。配置基準を下回らないような形でどう人員を配置して活用していくのかは、それぞれ事業者の提案という形になると思っている。以上だ。

司会 どう進めるか。各論でいくか。

保護者 認識が異なっているところがあるので、調理の件は、前々回の協議の中で合意した項目が反映されていないという意味だ。こちらの文言で合意したはずだ。それを反映してくださいと言っているだけだ。

司会 栄養士、調理、看護師、非常勤、パートについては、合意はとれている。

課長 調理の部分だが、合意の文書に出ているので、それで結構だ。

保護者 一つ前の項目、栄養士のところで、アレルギー対応の経験と0歳児保育の経験とあるが、0歳児給食の経験だと思う。文言の修正をお願いします。

司会 問題ないか。では、それで修正してもらおうということによいか。合意内容に沿って修正する。そこは修正してくれるそう。どの辺から聞いていくか。

保護者 障害児保育のところだが、確かに言うとおりの基準を設けるのは難しい。ただ、難しいからやらないということはないと思う。おかしいと思う。

課長 難しいから、何もしないかということではない。職員配置については、現在でも障害児加算ということに入っている。事業者にもそれ以上の加算も含めて配置してもらおうという、そういうプロポーザルの内容だ。

保護者 これは区の配置基準としての1名というのは、区の59園のネットワークの中で、30数年やってきた保育士の経験の積み重ねの上に成り立っている1名だ。これについては保護者も怒っているところを紹介したいと思う。

司会 読み上げる。

「練馬区の障害児保育の実績や研修は全国でもトップレベルと言われている。自主的な勉強会も盛んで、前園長はみずから研修の講師を務めるほどの方だ。練馬区立保育園での統合保育の理念がしっかり若い世代の保育士へも受け継がれていると思う。障害児といっても、肢体不自由から、聴覚、視覚、知的障害、広汎性発達障害等々、それらの重複など、本当にさまざまな障害があり、そういった子どもたちの健全な発達を促し、かつ障害を持たない子どもたちとの統合保育により、それぞれの子どもの豊かな成長を促進していくには十分な知識と技術が必要だと思う。半月の研修は内容的にはとても充実しており、勉強になると思うが、実践の場での経験が絶対的に必要だ。現場の保育士の努力はものすごいものがある。そこまでやるのと思うくらい丁寧できめ細やかな指導がなされている。逆に言うと、それができなければ、障害児保育、統合保育ではないのかもしれない。全盲の子どもの保育は普通考えられない。指定外だが何とかしたいという保育士たちの熱意があり、それができている。それが練馬区の障害児保育の質だ。もともと練馬区の障害児福

祉は進んでいるという評判で、他区からそれらのサービスを求めて転入してくる人もいる。区側は、障害児といえば、ただ障害児加算さえクリアすればそれでいいとしか言っていない。区側は、この本質的な質をどうやって反映してくれるのか」という文章があり、そういうレベルで質というのを考えていて、それを絶対低下させないでほしいという保護者の気持ちがあるので、職員体制をどうやって具体的にこたえていくかということは区側が提示していくべきだ。

保護者 一つ、お願いがある。保育の質を下げないということでこれまでも言ってこられたし、私たちはその言葉を信じている。したがって、その質を下げないために、具体的にどうすればいいのか。1人つけるということではなくて、その1人の意味をどうやって具体的に判断していくのか、ぜひその点について選定基準の中に盛り込むとしていただきたい。そういう約束をしていただきたい。

課長 私どもも職員の数を加算、それで事足りているとは考えていない。今まで障害児保育の研修等を区として力を入れてやってきたところだから、区としては、事業者から受託方針も出させ、区の障害児保育の研修は当然受けてもらうと思っている。また、障害児の専門家による巡回指導もあるが、それは引き継ぎ期間中や委託開始後も行っていただく。障害児が属するクラス担任を、委託実施後にフォロー体制として、職員を一定の期間、きちんと引き継ぎができているかの確認のため派遣する。そういう障害児保育についての引き継ぎ、またそのフォロー体制の中で、区立保育園の保育士がやっていた保育の水準を守れているかどうか、そういう部分でも委託開始後についてもチェックをしていく。

私どもの保育課の組織強化ということで、課内にも新たな係を設けている。支援調整係だ。こういう委託の場合の支援調整も含めて、各保育園を支援していく。今まで保育園で保育を長年やってきた保育士が保育課におり、必要に応じて、そういうレベルの維持、向上させるための活動をして、指導・アドバイスをする。そういう体制を今後とっていく、区としてはそう考えている。

保護者 先ほど、障害児を持つ保護者から、色々な思いの部分があったが、これは完全に私たちの中では職員配置の抜け漏れだという認識だ。職員配置はこの前協議した。職員配置の中でやるべきものというような意味を持っている。障害児を持つ保護者にとっては、障害児の経験を持っている保育士が配置そのものだ。だから、本来、これは職員配置のところに入るべきものだ。こちらの不手際もあり、そこに入れるのが本筋だと思うが、最低でも選定基準に盛り込むべきだ。それぐらいはやっていただきたい。職員配置そのものだという認識を持っていただきたい。

保護者 補足する。巡回指導、事業者の保育士の研修受講、今の担任のフォロー指名職員、支援調整係の随時派遣、いずれも前向きでいいと思う。ただ、巡回指導、これも巡回で来るのではなくて、本来であれば、もう実際に預けている方がいるわけなので、運営委託が始まってしまえば、最初からずっと必要な話だ。この後、また別の方が入ってくるかもしれない。そういう中で、すぐ対応できる体制がとれるかどうか。それについては、例えば、そのフォロー職員であったり、支援調整係であったりを常に置かれるということでもいいのか。

課長 支援調整係はある程度継続的な組織として、保育課に設置した組織である。職員

は必要に応じて各保育園に派遣し、指導・アドバイスする。支援調整係にいる職員は、園長または主任級の保育士だから、非常に長い経験を持っており、障害児保育も含めその他の保育も経験している。随時派遣し、指導していく。

巡回指導は従来から区立保育園を年に何回か回る事業として行っていた。私立保育園でも今年度から実施していく。その巡回指導を引き継ぎ中、委託開始後にもやるということだ。引き継ぎ期間中、いろいろな専門家による相談・指導、保育士へのアドバイスをやる。委託開始後も、状況を見ていき、追加指導をしていくということを実施していく、という私どもの考え方である。

ご発言のとおり、選定基準の中でまた議論していくものと、私どもも思っていた。どういうふうに、どんな形で、この基準の中に生かしていくか、協議していきたい。その辺を私どもは否定するという考えは持っていない。表現の仕方、どんな形で、選定基準に反映させるかは、協議が必要と思う。

保護者 最後に言われたことの確認だが、選定基準の中に入れるという方向で議論することではどうか。

課長 それは結構だ。表現やどういう形かについては協議させていただく。

司会 入れる方向で協議するという事ではどうか。

保護者 ちなみに基準としては、どんなことを考えているのか。

部長 障害児の保育について練馬区は、都内の中でもすぐれているという評価をいただいている。そういうものを委託するという中で、極めて重視をされるのは当然のことだと思う。障害児の保育について、多様性があり、経験年数イコール障害児の保育の質というように直接結びつくことがなかなか難しい。やはり子どもと向き合いながら、さまざまな研修を受け、引き続き継続しながらつくり上げていく、そういうことが練馬区の保育の中でなされてきたので、最初にそれを条件とするような形ではなかなか難しいと申し上げた。ただ、そうは言っても、保育士の資格をとるという一連の中で、障害児の保育ということも当然入ってくるが、やはり実際の障害児と向き合って保育をしていく、人と人とのかわりということについては非常に難しい、困難な場面があるということを保育士から直接聞いたことがある。そういう意味では、ベースとして何らかの経験もやはり必要と思っている。

もう一つ。障害と言ってもさまざまある。その子どもの障害ときちんと向きあって、子どもと子どもの成長というのを保証していくということからすると、水準みたいなものが必要だ。それをどう保証していくか。事業者として保証する部分もある。区はそれに対してきちんとサポートしていく部分がある。

これら、二つでしょうか。ベースとしての経験というものをどうとらえるか。どう選定基準の中にそれを入れ込むのか。また、実際に保育をしてから、その職員・事業者に対して、事業内容としてどのような人材育成を図っていこうとしているのか。この2点について、選定基準の中に何らかの表現をしていきたいと思っている。それについて、私どもも案をつくって、皆さん方と協議していきたい。

司会 今の発言でよろしいか。

保護者 提案はあとでいただきたいが、プロポーザルの募集要領の中で、今は障害児保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方を事業者に問うスタイルだが、最初の私ど

もの提案の中で、要は、事業者が前の段階での保育士の配置基準とか、もろもろあったが、その中で障害児保育について現場での経験をした人を何人配置して、その配置する人の経験は実際どうなのか。その辺りを選定基準で具体的にやっていくのであれば、プロポーザルの文章の中で、何人とか、それぞれの経験年数というものを聞くべきだと思う。その辺の一文を加えるべきと思うが、いかがか。

課長 プロポーザル公募でそういう資料提出を求めた方がいいのではないかとということで、職員配置等の考えのところで、()として、経験者の人数とそれぞれの経験年数等について出してもらおうことではいかがか。

保護者 区立としての障害児保育の受け入れ数というのがあるのか。

課長 3名だ。

保護者 3名か。3名の場合に、保育士の加算として最大何人必要か。

課長 正規1名、臨時1名だ。

保護者 ということは、少なくとも1名は必ず経験を持った方が入っていないといけないということだ。要は、選定基準の中に必ず1名はそういう方が入っているというのを最低基準にしていいただきたい。

司会 経験のある保育士を上乗せするということか。必ず1名、経験を持っていて、常勤としている。

保護者 それを選定基準の最低ラインに入れていただきたい。

課長 職員配置はもちろん、資料のとおり加算して配置するという話、必ず1名の経験者をということは、もちろん入れることは可能だ。

保護者 区立として応募してくるお子さん、どういう方が応募してきても即応できる体制をとれる事業者を準備しているのが当たり前ではないかということだ。

課長 区立保育園は障害児3名を受け入れるという原則で、2名のときもあれば、4名になってしまう場合もある。区の考え方としては、障害児保育について職員の配置人数はそういう配置体制をとる。障害児保育の中身、研修等でしっかりやっていくという区立保育の考え方を先ほど申し上げたが、委託実施後の障害児保育の研修ももちろん可能だ。ただ、委託直後、区立保育園として受け入れていくためには、経験者がその時点でだれもいないと対応できないのではないかという話でいいか。

保護者 今現在の障害児の対応もある。

保護者 来年の4月から応募される方がいるかもしれない。それでもすぐ対応できる体制がとれるかどうかだ。

保護者 1点確認だが、障害児の研修については、事業者も参加させることでいいか。これは実践の部分も当然やらせるという認識でいいか。

課長 実践交流会も参加してもらおうということで考えている。

保護者 例えば障害児が3名いれば、1名追加するというような文言がある。その3名が各クラスに、1人、1人、1人というような状態のときに、どういった考え方でやっていけばいいのか。どうお考えか。

課長 3名の方、もし障害児のクラスが別れる、そのときにどういうふうに、現在の保育園の中でも大変悩ましい部分がある。三つに別れて、では全部経験者、果たしてその区立保育園にいるのかどうなのか、いなかったら、研修を受けてもらわなけれ

ばいけない、そういう対応をする。累積して、その保育園に対して障害児保育の経験がある方が何人もいることであればうまく配置できるが、では経験者をどこまで持ってくるのか、選定基準の中でどうするのかという話は出てくる。

保護者 当然、色々な事態を想定して考えるべきだ。3人が必ずクラスに一かたまりでいるわけがない。何のためにやるのかというのを考えればそうなる。

課長 障害児保育の経験があることをベースとして、それぞれ障害の種類が本当に多種多様であるし、対応もなかなか難しい。そうではなくて、介助が必要な、食物がうまく飲め込めないという部分とか、そういう危険性のある方もいるだろうし、そういう部分というのはさまざま、今入ってくる方の経験がある方を全部そろえるという、それはちょっと厳しい。

保護者 そこを選定基準で議論させてほしい。

保護者 この件、お互い認識を確認する上でまとめさせてほしい。15の6のところだが、プロポーザル公募に、「障害児保育の理念、実施内容、職員配置（経験者の人数及びその内容）」ということによいか。

課長 経験者の人数と経験の種類ということで結構だ。

保護者 書面を出してもらおう。それに対して、選定基準の中で、少なくとも先ほど言った、最低基準の場合は1人となるわけだが、1人以上は必ず確保するというのを最低基準として選定基準の中に入れていただきたい。プラス3名であれば、当然臨時職員も雇うという、その方法も、公募の中で考え方として出して、区の提示に沿った考え方でやるというのが出ている事業者、それを最低基準ということによいか。

課長 区の配置基準からいえば、そういうことで結構である。

司会 時間が迫ってきてしまっているが、お互いに何かあるか。

保護者 本日、保育は5時までと聞いているので、4時半に切り上げたい。

司会 区側は、いかがか。

課長 結構だ。

司会 きょうは4時半までということでやらせていただく。

保護者 先ほどの契約の件について、具体的な進捗を話してもらおうことと私は認識しているが、非常に抽象的な話だったと思うので、もう少し具体的な説明をお願いしたい。

部長 契約主管課と話をさまざましたが、結論から言うととなかなか難しいという部分がある。しかし、皆様の思いと、実は私たちもそんなに変わらない。多分、事業者も恐らく変わらないだろう。何とか形にしたい。具体的に説明せよ、とのことなので、あえて申し上げますと、幾つか方法がある。その幾つかについて、一つひとつ問題点あるいは実現可能性についてやってきたということだ。それを言うと、例えば、一つは指定管理者制度を使うということだ。この制度は、なかなか説明するのは難しいが、新しい制度であり、これを使うと複数年の指定期間を契約の中に盛り込むことができる。実際、練馬区でも指定管理者制度をやっていて、その中では、例えば、二つの協定を事業者と結ぶ、これはいわゆる契約書に当たるものだが、基本協定と年度協定と二つあって、基本協定は全般的な協定、年度協定は年度ごとの、例えば委託料とか、そういう細かい金銭面のことを規定する。年度協定は1年ごとにやるのですけれども、基本協定の中に指定期間という項目があり、そこで5年だっ

たら5年ときちんと指定してしまう。これを使えば、当然、複数年が可能になる。

今回、保育の委託には使わなかった。これは私どもの判断があって使わなかった。指定管理者制度は、どちらかという事業者が非常に自主性を発揮できる制度でありまして、今の大きな流れとしての民間活力の活用みたいなものとして国から法整備がなされて、地方自治体におりてきた制度であります。そういう意味からすると、非常に事業者の自主性が重んじられるがゆえに、私ども、区立保育園の維持運営ということに関していえば、やはり保育の継続性、保育計画の継続性みたいなものをより強く、いわば事業者の主体性ではなくて、区の側の指導監督の範疇がより大きい方がよかろうということで、普通の事業委託の形にした。そのような経過があるから、いまさら指定管理制度に戻すことは区の判断として問われてしまうと思っている。また、指定管理者制度の場合、議会の議決を2回通さなければならないという、大変厄介な、そういった問題もある。それが逆に透明性ということで評価される部分もあるが、いずれにしても難しいと思っている。

その問題があるので指定管理者制度がなかなか使えない。制度そのものは難しいが、その考え方は準用できないか。つまり契約は契約として年度ごとでやるとして、別に基本協定みたいなものを結べないだろうか。その中で、契約期間を実質的に複数年とする、そんなことも考えた。当然、これもイレギュラーな対応をするわけだから、議会等を通さなければならない、これが若干の問題点かと思う。ただ、全く見込みがないわけではないと思っている。

3点目は債務負担行為をとってしまうということだ。役所は年度ごとの予算計上で見ているので、本来、またがって複数年の契約はできない、当たり前のことだが、それを債務負担行為という予算上の制度を使うことによって複数年の支出を認めてもらい、複数年の契約をする方法だ。ただ、今までの自治体の中で、債務負担行為はやはり例外である。役所は年度ごとの予算を立てていく。これが年度ごとの自治体の長の権限であり、それを審査するのが議会であるという考え方があり、これは大原則だから、債務負担行為をとることは例外であるので、議会を通すのがなかなか難しい。今までも例がないわけではないが、例えば工事期間が年度の3月をまたがってどうしても工事しなければいけないので、一たん債務負担行為をとるというような例しかないと思っている。なかなか難しい。

それから、昨年、自治法が改正され、条例制定において複数年の契約ができるということになった。ただ、実は運用基準がまだはっきりしていない。これについては、基本的には、例えば庁舎の清掃とかが実質的には随意契約で複数年なされている。それに対して、契約の透明性を図るためには、むしろ逆に複数年とうたい、そういう随意契約、入札によらない契約をできるだけ減らしていくという考え方がベースにあるから、なかなか実態は難しい。

5点目だが、先ほど指定管理者制度の準用はできないかということがあって、そのバリエーションの一つとして、区として個別に事業者に対して文書のやりとりをすることが、一番実現可能性が高いと思っている。すなわち、契約そのものは単年度だが、保育事業の継続性、安定性、これも必要があると区が認めて、複数年を単位として、受託保育園を運営することについて、区としてきちんと相手方に言い渡

す、契約のときに同時に交わすという形になる。交わすのか、通達するのか、通知するのか、手段の問題はある。

今申し上げたことを幾つか考えており、皆様からいただいた趣旨は、私どももよくわかるし、何とかそういう形でやりたいという思いはある。ただ、制度として動いている契約制度だから、なかなかすぐということにはならない。とり得る手段をとって、結果としてきちんと文書の形で相手方に複数年の受託を示し、また、その趣旨を十分に事業者が理解をして、安定的に継続的な保育をそこできちんとやってもらう。そういう約束をしてもらうという形に持っていきたいので、この問題にはもう少しお時間をいただきたいと思っている。そういう意味で、プロポーザルの中に入れてほしいという話をいただいたが、なかなか入れられないと考えている。

しかし、契約段階までには整理をして、皆様にも示させていただきたい。

保護者 話は話としてわかったが、事業者が公募する段階で、その先までわからないと、公募する、しないという判断、契約期間がすごく大きいと思う。それはやはり厳しいのか。私も民間会社にいるので、それがわかっている、わかっているいは、公募に応じる、応じないという大きな要素だと思うが、どうか。

部長 二つある。一つは、少なくとも、どのような形になるにせよ、初年度の契約については来年の3月31日まで、これは動かないと思っているので、まず本年のプロポーザルについてはそこまでしか規定していない。その先の可能性を表示できるかどうか。基本的に行政体が単年度の予算執行、単年度の契約体で運営をしていく事業体であるということは大方の事業者は当然わかっているわけである。そういう意味では、今回示すプロポーザルの段階では単年度の契約をやはり申し上げざるを得ない。ただ、プラスアルファの問題として、事業体としてもこれから先、投資をしながら、保育の質を維持、向上させなければならない。そのためにはどうしても事業者側も複数年必要だということがあると思っているので、それにこたえるために、先ほど申したように、契約の際、なにがしかの表示をしたいと考えている。

司会 今の話で、よろしいか。

保護者 そうすると、業者によっては問い合わせしてくる。区は、契約のときには何か書面とか、そういうものを出すと言うわけだ。質問がない業者には何も言わない。そうすると、質問のない業者は、このプロポーザル公募の来年の3月31日までだということだけしか内容はわからない、そういうことではないか。業者によって知り得ている情報が違って来る。契約の段階で初めてわかる。契約するときというのは一つの業者だけだ。応募したときの業者はもっとあるわけではないか。

部長 いずれにしても、相談なり、あるいは説明会等の説明なり、そういう質問があったとしても、私どもが答えられるのは、プロポーザルの公募要領の範囲だ。それにプラスした内容について申し上げた途端に、それが契約期間の問題だけではなくて、すべて情報の偏りになる。ここに規定されていない、例えば契約期間はこうあるが、実は、3年、5年やらせてほしいののだがどうだろうか、というような問い合わせについては、それは要領以外の中身だから、答えられないと考える。

保護者 提案だ。次回までに、複数年の件はもう少し調整を含め、進めていただきたい。公募に関して公平な情報提供をするという意味でも、やはり複数年というのがある

特定の事業者だけに伝わるということではなく、だれが見ても、いつ開いても、それが見える形にした方がいいと思う。当然、文面を読んでいけば、これは複数年ではないとできないかなということは理解できるが、あえてそれを言及していただきたい。

部長 要望の趣旨はよくわかる。難しいのは、公募要領は公募しますから、当然公文書の中で整合がとれるかどうか、果たして契約の中にきちんと盛り込むことができるかどうか、それはやはり見きわめた上でなければ、この前段階としてなかなか盛り込むのは難しいことを申し上げた。どういう形で整理ができるのか、さらに内部的な検討を進める。きょうは途中経過として示したので、検討してみたい。

保護者 これは通例というか、そうすべきであろうということで指摘する。プロポーザルの募集要領の6ページの17項、(3)、質疑の回答方法だ。これは質問者へ随時郵送、あるいは電子メールで回答するとあるが、こういった公共事業の場合、公平性から考えて、全事業者への公開というのが通例ではないかと思うので、ここの文言は変えるべきだと思う。要は、Aという会社からこういう質問があって、応募した事業者に戻すのではなくて、質問としては、A、B、C、10社からこういう質問があった。それに対して回答はこうだという形で全応募者に返すのが、これは普通のことだと思うが、いかがか。

課長 公平性という観点から、応募の事業者すべてに返していきたい。

司会 よろしいか。リスクヘッジのところ、覚書の話が抜けていた。

保護者 リスクヘッジの後だ。もう一つ別項目で覚書の件、前回の協議会で出た件だが、きょうは時間もなし、我々の考えとしては契約前までに具体的な覚書を区と我々の間でやるべきと考えるので、次回以降の協議項目とさせてほしい。

司会 よろしいか。ではそのようにする。では新規の項目で、光八に対する第三者評価の実施について、保護者からの要望があったので説明してほしい。

保護者 説明する。私たちとしては、今の光八の現状について、第三者評価を受けた上で、それと同じ評価者が、事業者に対してまた同じ時期にやった場合に、質が下がっていないことが明確にわかるようにしたい。そういう意味で、区立として第三者評価を受けてほしいが、いかがか。

司会 区としてはいかがか。

課長 要望の趣旨はよくわかるので、今の保育園の保育サービスについてどういう評価なのか、第三者評価を実施していきたいと思う。9月までにはやらなければいけないという話になる。

保護者 引き継ぎの方が入る前にやらないと本来の形でないと思うが、いかがか。

課長 引き継ぎ前、それは確約できないが、委託前に実施することは考えている。完全に引き継ぎ前にやれるかどうかについては、現段階ではその約束はできない。

保護者 それはやる方向ということはよろしいか。スケジュールについては、この後、スケジュールの中でまとめてそこの話を少しさせてほしい。

司会 よろしいか。では、この問題については、スケジュールの方で絡めて話が出てくるということにする。次は、園長の取り扱いについて。園長の条件についてだ。

保護者 前に聞いているので、それに対する内容の確認をする。経験年数25年、または

それと同等の能力を有すると認められる者という文言についてはいかがかという提案だったと思うが、よろしいか。

部長 能力だけでなく、経歴、識見、能力、その3点と考える。

保護者 前回も話させていただいたが、だれが25年以上と同等と認めるか、これに関しては今の選定委員の構成では公平性を欠くと認識している。もちろん区の方の良識は信じているが、残念ながら、発注する側の方なので、もう少し公平な目が入った方がいいのではないかと考える。それを前提としない限り、この文言というのはやはり入れられないというのが我々の立場だ。

司会 区のほうは、いかがか。

部長 後の議論にもかかわるが、私どもの趣旨については、前回申し上げたので繰り返さない。非常に危機感を持っている。25年だけでハードルをつくることについては、もちろん合意した内容なのでそれを下げるつもりはないが、やはりほかの職員と園長の職責職務は違う。ぜひその辺についてはご理解をいただきたい。選定委員会の構成の問題も絡んでいるので、そのなかで議論いただきたい。

司会 保護者側はそれでよいか。

保護者 選定基準の中に入れるということで約束されるならば、いいと思う。選定委員会について、具体的なメンバーの提案をこの場では控えさせてもらう。というのは、受け入れられるかどうか、そちらの判断がもちろんあるわけだが、この園長の条件を含めて、公平性を保った状態にしたいと考える。こちらから提案した第三者を入れたい。第三者の氏名をここで明かすと、事業者からの働きかけがある可能性が考えられるので、協議会の中での公表は差し控え、後ほど文書にて提案する。

課長 具体的な氏名等はそういう取り扱いで構わないが、保護者側で考えている選定委員の中の第三者というのは、何名程度と考えているのか。

保護者 本来であれば、市方式のように、部長1名、その他4名を第三者とするべきかと思うが、あそこは完全に民営化を前提にしている。練馬区の場合、区立を前提にするので、区立保育園の園長経験者に入ってもらい、部長、園長経験者、それと経理のわかる方を第三者として1名、それから、保育の専門家としての有識者ないしは学識経験者を2名ないし3名の構成で考えている。課長がメンバーとして入るということであれば、第三者をもう1名追加とさせてほしい。要は、このような選定だと、選定委員がポイントをつけて行うので、やはり契約の主体となる区がポイントを多く持っているというのはいかがなものか。そういう意味で第三者の評価にならない、公平な選定にならないので、そういう意味で1人追加させていただくということだ。

課長 確認だが、園長経験者は、現役の園長ではない方がいいという判断か。

司会 それはどちらでもいいのではないか。

保護者 園長経験者としたい。現役の園長ではなくて、園長経験者とさせてほしい。

課長 当然区立保育園の園長経験者ということか。会計のわかるというのは、公認会計士ということだと思うが、区で依頼する公認会計士ということか。

保護者 通常、区で仕事をお願いしている会計士のことか。そういう意味ではないのか。

課長 今回、法人等から決算書と財務諸表をいただくので、その書類について専門的な

目で見えていただく公認会計士を想定していたわけだが、そういう方に逆に選定委員になっていただくということか。

保護者 本来であれば、会計は一次選考かと思う。スケジュールがこのままだと時間がないので、スケジュールのところで一緒に議論してはどうか。

課長 了解する。

司会 いいか。では、この条件で選定委員会を設けることを前提にして先に進んでいいということか。

部長 今、重要なところなので、もう一度申し上げる。選定委員会は行政が行政責任において行うということを再三再四申し上げてきた。そういう意味で行政責任を行う私どもの方で構成を考えさせていただくという内容だ。基本的な考え方は変わっていない。いないが、皆様から第三者を、あるいは専門的な立場の方をぜひ入れてほしいということで、皆様から提案があった。その構成については、私ども、基本的にはそれをお受けする形で回答させていただいた。ただ、当然のことだが、その方々には一定の守秘義務等々の責任を負っていただかなければならないので、その辺の手続きは行政側で行わせていただく。それについてはご承知願う。

それから、ポイントのバランスをとってほしいという話をいただいた。確かにポイントのバランスをとるということは、皆様から第三者を入れていただきたいという趣旨からすると当然な主張と思うが、私どもとしては、当然、行政の最終的には責任で選定していくものと考えている。ポイントのバランスについては、人数で対応するというのも一つの方法だが、一つは、例えば専門的な方については保育の部分を加重する、結果としてポイント数がバランスをとっていくということもあり得ると思う。なぜこういうことを申し上げるかということ、第三者の方々が入れれば日程は当然非常に時間がかかる。実務を司る者としては非常に大事なことであり、選定委員会について、時間、日程の調整ということを図っていかなければならない。単に集まって、書類を見て評価するだけではなくて、プレゼンテーションを行っていただかなければいけない、また、事業者の現地の視察にも行っていただかなければならない等々、幾つかのご足労も含めて考えないといけないので、そういう意味では、委員が多くなればなるほど、大変、選定委員会がやりにくくなる。

ですから、その上に立って、今言われた第三者をまず基本的に入れていくということについては基本的に了解したし、その種類も専門的な立場の方、また、会計を重視する意味で会計の専門の方、これについても受け入れる。その上で、皆様からの提案の人数、2ないし3名ということだが、それは皆さんがすべて判定なさるのか、例えばそのうちの1は私どもがお願いしていいのか、それを確認したい。

司会 いかがか。

保護者 第三者、どういう方が来られるか、いろいろ提案はあるが、残念ながら、練馬区と我々の間に、情報力の格差も、それから組織力の格差もあるので、申しわけないが、第三者については、区側が選ぶ場合は1名までとしてほしいが、いかがか。

課長 その場合には、専門家に2、3名という話があったが、2名のときに1名までということか。

保護者 1対1はあり得ない。2対1、もしくは3対1だ。

保護者 第三者委員をお願いするに当たって、スケジュールがあるので、早目に動きを
かけないと間に合わないと思う。まずは打診をする。打診をするために大枠だけ決め
なければいけない。

部長 そういう意味では、大枠でよければ、先ほど話した第三者で結構である。

司会 よいか。その条件を加味した上で、園長の条件のところは保留にする。では、ど
うするか。4時半を過ぎた。

保護者 スケジュールについて提案だけさせてほしい。区に同じものを1枚、お渡しした。
今の練馬区のスケジュール、4月11日に公募をかけ、公募期間が20日までで、
24日がプレゼンだ。

司会 17日は施設見学会。練馬区の日程は合っているか。

(資料の見方について単発の会話が続くので一部省略する)

保護者 事業者決定のところは5月の最初になっているのは、もともとの案だと5月の2
週だ。そこが約10日間ずれているので、便宜上、1週間ずらしてある。

保護者 受ける事業者に対して第三者評価をやっていただきたい。第三者の選定委員に入
れることを加味すると、公募期間についても広い地域から公平に、できるだけ多くの
事業者を募るという意味で2週間では短いだらう。そういう意味で4週間は必要
だ。それから、第三者評価については5週間とされているので、1.5カ月、と
ってある。その中で、第三者への依頼、それから、選定委員をつくった上で、選定
基準について協議をして、実際の選定は8月、事業者決定は8月末だ。9月は委託
開始、準備委託だ。言葉は、何でもいい。委託開始は9月だが、ここから引き継ぎ
開始というような形を今考えている。

なぜこう考えるかという、A区とB区の実施例がある。公募期間について、A
区は若干短い。2週間だが、その後の選定に、7月くらいまでかけている。こちら
の日程は、昨年度行われた6月からの事業者の応募、今年の4月から本業務委託と
なっているが、それを今回の同じ日程の中で置きかえた。実績のあるところでもこ
れぐらいの選定期間をもって慎重に選んでいる。当然、外部の選定委員が入ってい
る。B区は、公募に4週間かけている。書類審査に5週間だ。その後、視察、ヒア
リング、事業者決定がある。実績のあるところでもこれだけの慎重な時間をかけて
選定をするという動きをとっている。練馬区が非常に効率よく仕事をして、短期間
でやれると考えるのか、それとも時間をかけなくてもいいという理由があるのか、
それはわからないが、第三者選定委員の設定、既存保育園の第三者評価をぜひ入れ
ていただきたい。この日程を我々提案させていただく。

司会 では、きょうは保護者側の提案を受けていただくということでよいか。

部長 提案をいただいた。私ども、既に公募としてのスケジュール、これを示させてい
ただいている。区長として議会にも約束をした中身だ。したがって、今提案いただ
いたものは、当然、私どもとしても検討させていただくが、非常に厳しい内容であ
るということだけは申し上げておきたいと思う。

司会 よろしいか。

保護者 一つだけ言いたい。区長の所信表明の中に、4月の公募開始、9月の委託開始と
いうところが非常に重いのだと思う。我々の提案は、9月の委託開始というところ

がずれていないので、その点、ぜひ受け入れていただきたいと思う。

司会 次回の協議会だが、4月9日、午後2時から、光が丘体育館会議室ということで提案を受けたので、調整をお願いします。ほか何か残していることはないか。

(保護者側事務連絡)

司会 協議会を終了する。